

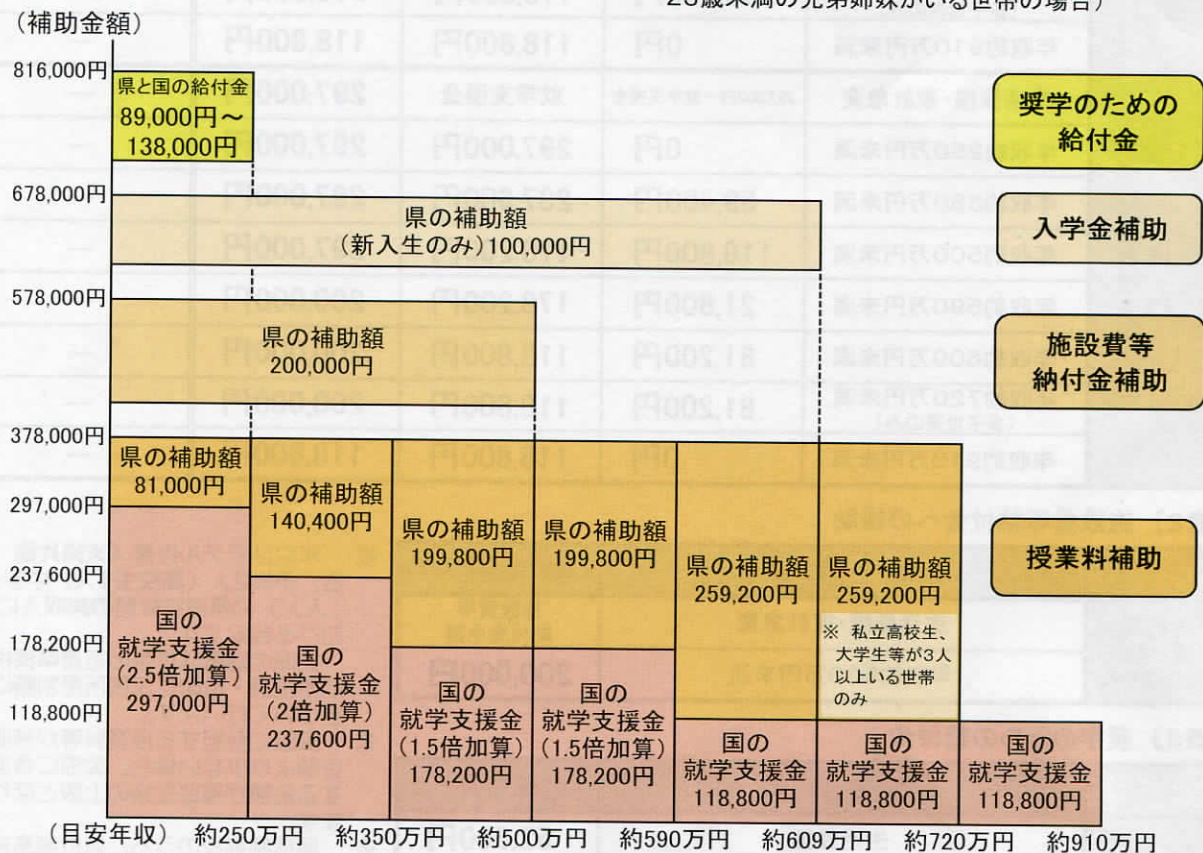
更に充実した埼玉県の
父母負担軽減事業

埼玉県の私立高校の授業料等が 世帯年収に応じて実質無償化されます！

- 埼玉県では、県内に在住で県内の私立高校等へ通う生徒がいる世帯における授業料や入学金、施設費等納付金の経済的負担を軽減するため、国の就学支援金に独自に上乗せして補助を行っています。
- 申請は学校の案内に従い、指定された窓口書類を提出してください。

平成30年度の補助金額(全日制の場合)

- ① 授業料に対する補助
 年収約609万円未満-----378,000円
 年収約720万円未満-----378,000円 (私立高校生や大学生等が3人以上いる多子世帯のみ)
 年収約910万円未満-----118,800円
 生活保護・家計急変世帯は授業料の全額を補助
- ② 施設費等納付金に対する補助
 年収約500万円未満-----200,000円
 生活保護・家計急変世帯は施設費等納付金の全額を補助
 ※学則で定められた納付金が対象となります。学校によって対象となる項目、金額が異なります。
- ③ 入学金に対する補助
 年収約609万円未満世帯及び生活保護・家計急変世帯-----100,000円
- ④ 奨学のための給付金
 生活保護世帯 第 1子 -----52,600円
 年収約250万円未満 第1子 -----89,000円
 第2子以降 ---138,000円 (保護者に扶養されている15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯の場合)



- ※ 目安年収はモデル世帯(夫婦片働き、子供2人(高校生1人、中学1人))の所得控除前の総収入です。実際の審査は世帯の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額に基づいて行います。
- ※ 実際に負担する授業料等が補助金額より少ない場合、実際に負担する金額が補助金額の上限となります。
- ※ 詳しくは、埼玉県総務部学事課のホームページ「私立学校の父母負担軽減事業について」をご覧ください。

更に充実した埼玉県の父母負担軽減事業補助

私立だって大丈夫！補助金は全国トップレベル！

埼玉県私立高校の授業料等が世帯年収に応じて実質無償化されます！

埼玉県内に在住し、埼玉県内の私立高校等に通学する生徒には、国の就学支援金に加え埼玉県独自の上乗せ補助が支給されます。これにより、平成29年度から世帯年収約609万円未満世帯の授業料の実質無償化が図られています。さらに、平成30年度からは世帯年収約720万円未満の多子世帯（私立高校生や大学生等が3人いる世帯）に対する授業料補助が拡大されました。

また、入学金に対する補助として埼玉県から10万円が支給されます。（表1参照、全日制のみ）

さらに、年収約500万円未満世帯には、施設費等納付金に対する補助として埼玉県から20万円が支給され、施設費等納付金についても実質無償化が図られています。（表2参照、全日制のみ）

これに加え、生活保護世帯及び年収約250万円未満世帯には授業料以外の費用（教科書費等）に対し、奨学のための給付金（表3参照）が支給されます。

〔表1〕平成30年度埼玉県独自の父母負担軽減事業補助と国の就学支援金

	世帯区分	授業料補助金額			入学金補助金額
		県独自の補助	国の就学支援金	合計支給額	県独自の補助
全日制 高校 (県設置認可校)	生活保護・家計急変	授業料全額－就学支援金	就学支援金	授業料全額	100,000円
	年収約250万円未満	81,000円	297,000円	378,000円	100,000円
	年収約350万円未満	140,400円	237,600円	378,000円	100,000円
	年収約590万円未満	199,800円	178,200円	378,000円	100,000円
	年収約609万円未満	259,200円	118,800円	378,000円	100,000円
	年収約720万円未満 (多子世帯のみ)	259,200円	118,800円	378,000円	—
	年収約910万円未満	0円	118,800円	118,800円	—
通信制 高校 (県設置認可校)	生活保護・家計急変	297,000円－就学支援金	就学支援金	297,000円	—
	年収約250万円未満	0円	297,000円	297,000円	—
	年収約350万円未満	59,400円	237,600円	297,000円	—
	年収約500万円未満	118,800円	178,200円	297,000円	—
	年収約590万円未満	21,800円	178,200円	200,000円	—
	年収約609万円未満	81,200円	118,800円	200,000円	—
	年収約720万円未満 (多子世帯のみ)	81,200円	118,800円	200,000円	—
年収約910万円未満	0円	118,800円	118,800円	—	

〔表2〕施設費等納付金への補助

	世帯区分	支給額(県独自の補助)
全日制 高校 (県設置認可校)	生活保護・家計急変	施設費等納付金全額
	年収約500万円未満	200,000円

〔表3〕奨学のための給付金

	世帯区分	支給額	
全日制 高校 (県設置認可校)	生活保護	52,600円	
	年収約250万円未満	第1子	89,000円
		第2子以降 ※	138,000円
通信制 高校 (県設置認可校)	生活保護	52,600円	
	年収約250万円未満	38,100円	

※ 年収はモデル世帯（夫婦片働き、子供2人（高校生1人、中学生1人））の所得控除前の総収入における目安です。

実際の審査は世帯の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額に基づいて行います。

※ 実際に負担する授業料等が補助金額より少ない場合、実際に負担する金額が補助金額の上限となります。

※ 通信制高校のうち、単位制高校の場合は補助金額が異なります。

※ 奨学のための給付金の「第2子以降」は、保護者に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯の場合です。

詳しくは、埼玉県総務部学事課のホームページ「私立学校の父母負担軽減事業について」をご覧ください。